

中小企業事業承継

事業承継は、多くの中小企業において、喫緊の課題となっている。都は、経営者に事業承継の重要性などを意識啓発する情報提供とともに、相談による経営状況等の把握や承継計画の策定、承継段階ごとの支援を総合的かつ継続的に実施することが重要である。

1 事業承継の現状

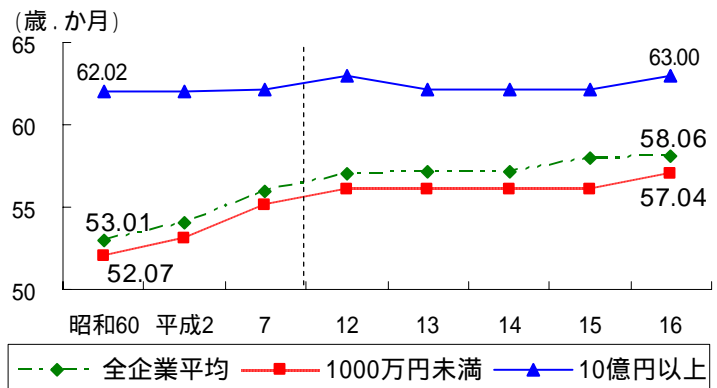
戦後創業期の中小企業経営者が世代交代期を迎える中で、経営者の高齢化に歯止めがかからない状況にある。

資本金規模別の代表者の平均年齢の推移を見ると、全企業平均では、昭和60年の53歳1か月から平成16年の58歳6か月へと上昇している。10億円以上の企業は、ほぼ横ばいで推移しているのに対し、1000万円未満のいわゆる中小企業は、経営者が高齢化し、事業承継が進んでいないことが伺える(図1)。

経営者が交代し、事業承継が行われたものを先代経営者との関係の変化で見ると、20年以上前には、約8割が子息・子女を後継者としており、その他親族を加えると9割を超えていた。しかし、直近の5年では、親族が6割に減少する反面、親族以外の後継者が約4割となっている(図2)。

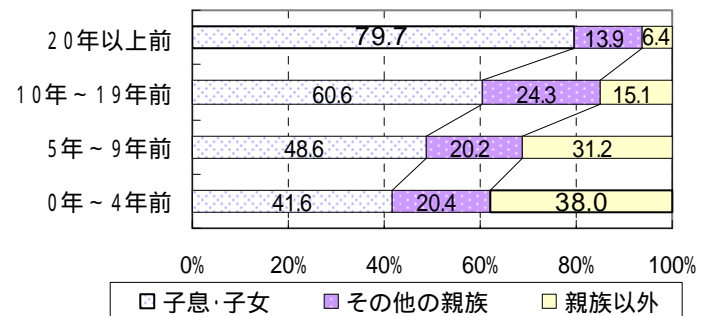
承継のための先代経営者の取組に関して、現経営者への調査によると、「特別なことはしなかった」と回答する割合が全体の3割を占めている(図3)。事業承継には、後継者の選定や育成だけでなく、円滑な後継者への権限委譲、金融機関や取引先など社外関係者の理解、役員や従業員などの協力が重要であるが、個別の取組内容の結果を見ても不十分な状況となっている。

図1 資本金規模別の代表者の平均年齢の推移



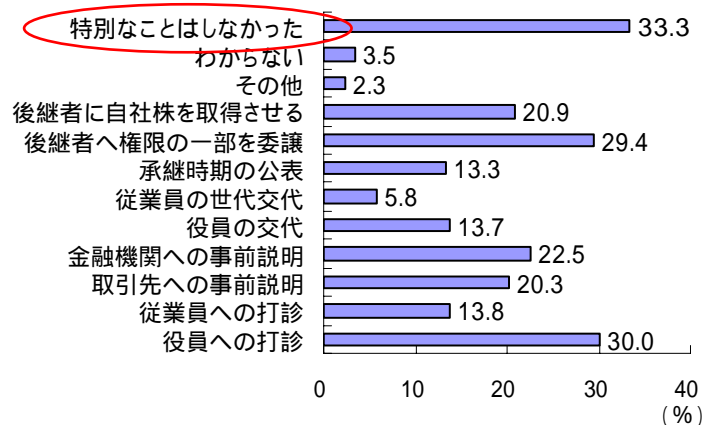
出所：中小企業白書

図2 先代経営者との関係の変化(平成15年)



出所：事業承継協議会「事業承継ガイドライン」

図3 承継のための先代経営者の取組内容

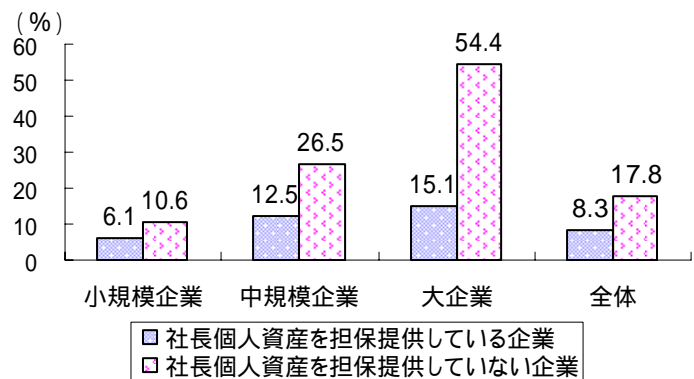


出所：事業承継協議会「事業承継ガイドライン」

また、中小企業は、資金調達のための借入を行う際は、代表者の個人保証・個人資産の担保提供を求められることが多い。社長個人資産の担保提供の有無と社長交代率の関係を見ると、担保提供が無い企業では17.8%に対し、有る企業は全体の8.3%と半分以下になっており、中小企業の円滑な事業承継を阻害している可能性がある(図4)。

課題の認識がなく、事業承継対策が行われていない中で、経営者が死亡した場合には、資産・株式等の分割相続、自社株の評価額についての知識不足による多額の相続税の負担、従業員が承継する場合の所有と経営の分離など様々な問題が起こっている。

図4 担保提供(社長個人資産)の有無別に見た社長交代率(5年間)



社長個人資産の担保提供状況は平成19年時点のデータを用いた。平成18年末時点のデータと平成13年末時点のデータを比較し、5年間での社長交代率を算出している。

出所：中小企業白書

2 国の取組

中小企業庁は、平成17年10月に関連士業団体や経済関係団体とともに「事業承継協議会」を設立し、平成18年6月には、同協議会が「事業承継ガイドライン」を策定・公表した。事業承継の方法として、「親族内承継」「従業員承継」「M&A¹」の3つのパターンについてメリット・デメリットをまとめるとともに、それぞれの具体的対策を紹介している(図5)。

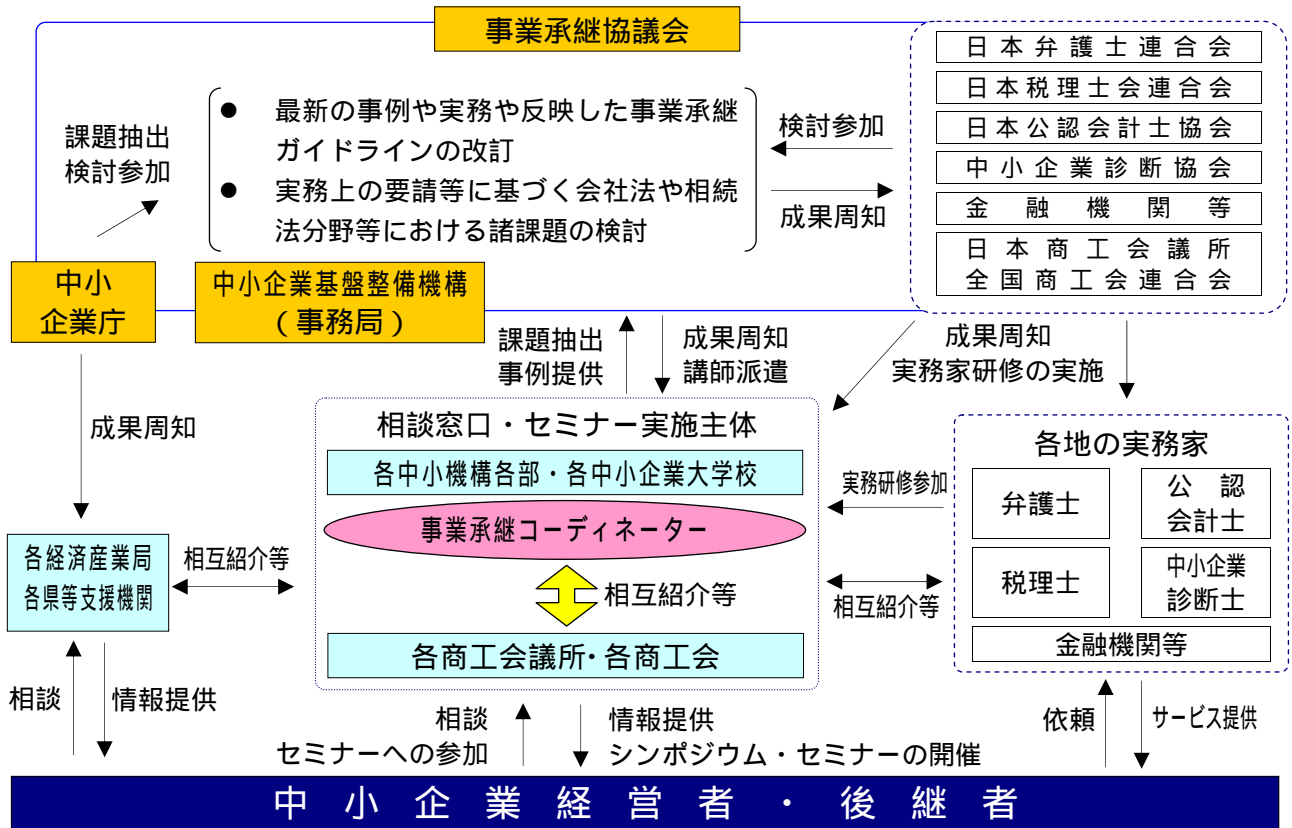
また、平成19年度から、中小企業基盤整備機構の各支部(全国9か所)等に事業承継問題への対応を専門とするコーディネーターを配置し、商工会議所・商工会や各実務家(弁護士・税理士・公認会計士等)と連携して中小企業経営者の事業承継を広範かつ高度にサポートする「事業承継支援ネットワーク」を構築している(図6)。

図5 「事業承継ガイドライン」で示された事業承継の具体的対策

親族内承継	従業員等への承継 外部から雇い入れ	M & A
1 関係者の理解 事業承継計画の公表 経営体制の整備 2 後継者教育 社内での教育 社外教育・セミナー 3 株式・財産の分配 株式保有状況の把握 財産分配方針の決定 生前贈与の検討 遺言の活用 会社法の活用 その他手法の検討	1 関係者の理解 事業承継計画の公表 現経営者の親族の理解 経営体制の整備 2 後継者教育 社内での教育 社外教育・セミナー 3 株式・財産の分配 後継者への経営権集中 種類株式の活用 MBO ² の検討 4 個人保証・担保の処理	1 M & Aに対する理解 2 仲介機関への相談 3 会社売却価格の算定と会社の磨き上げ 4 M & Aの実行 5 ポストM & A ¹ 親族や社内等に後継者がいない場合に、会社そのものを売却し、第三者に経営してもらうこと ² 後継者となる会社の経営陣が、オーナー経営者等が保有する株式を買い取って経営権を取得する手法

出所：事業承継協議会「事業承継ガイドライン」より作成

図6 「事業承継支援ネットワーク」のイメージ

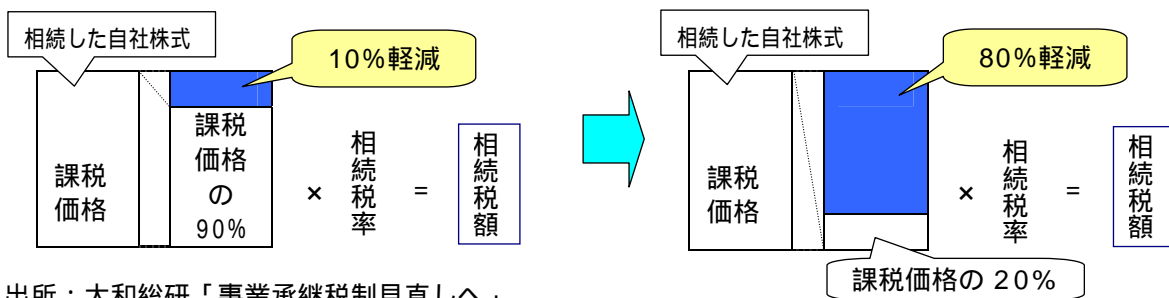


出所：(独) 中小企業基盤整備機構関東支部資料より作成

平成20年度税制改正の要望

COLUMN

平成19年8月、経済産業省と中小企業庁は「平成20年度税制改正要望」を公表。要望では、既に相続や遺贈により取得した宅地等に一定要件を満たす場合に適用される小規模宅地特例で実現している80%の減額措置を非上場株式等の事業用資産全体に適用し、80%以上の大幅な相続税の軽減を図るとしている。



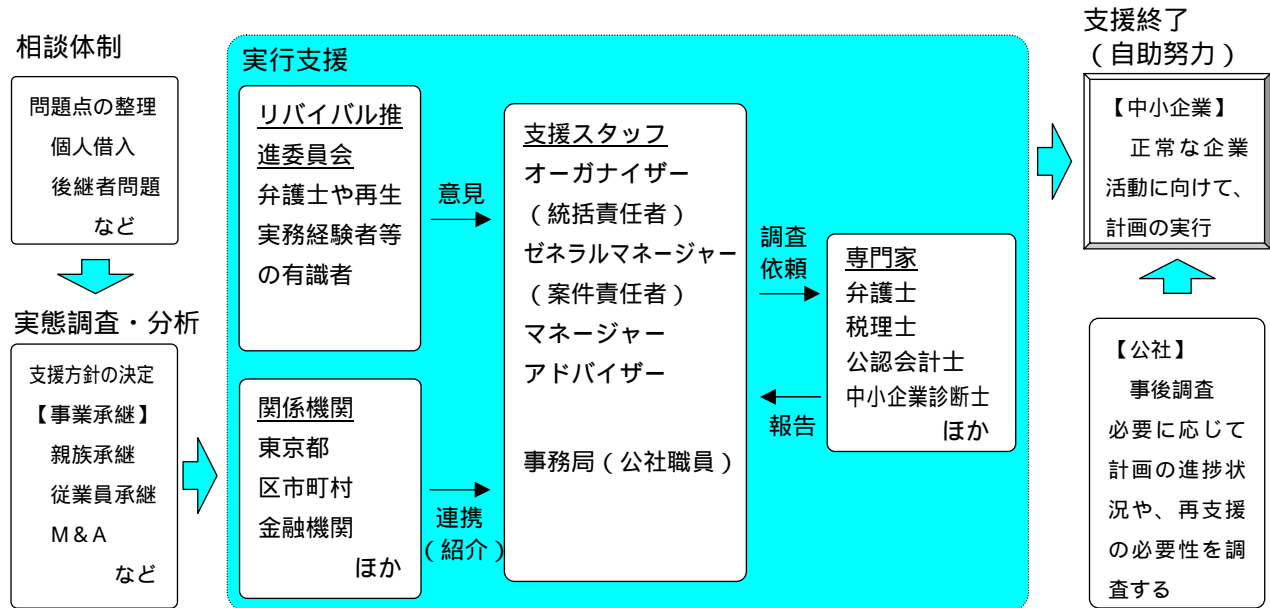
出所：大和総研「事業承継税制見直しへ」

3 都の取組

都は、平成16年5月に、中小企業振興対策審議会の答申で、円滑な事業再生、事業承継の実現に向けた支援を検討することを提言された。平成17年度から、(財)東京都中小企業振興公社を窓口とし、必要に応じて公認会計士等の専門家を活用し、個々の企業に適した対応策を提示する「中小企業リバイバル支援事業」を実施している(図7)。

また、経営者向けに事業承継のためのセミナー等を開催し、情報提供を行っている。資金面としては、中小企業制度融資の中に、事業承継を融資対象として支援している(図8)。

図7 中小企業リバイバル支援事業



出所：(財)東京都中小企業振興公社HPより作成

図8 中小企業制度融資(産業力強化融資(チャレンジ)の中に事業承継のメニュー)

利用できる人

被承継者及び承継者ともに保証協会の保証対象となる業種で1年以上事業を営むことなどの条件を満たし、被承継者の事業資産及び経営権を承継者に対価を伴って譲渡する場合

例： 従業員が事業資産及び経営権を承継して経営する場合
法人が他の法人を買い取って事業を継続する場合

融資条件

融資限度額	1億円(組合2億円)
融資期間	10年以内(措置期間2年以内含む。)
利率	(責任共有利率) 固定金利 2.1～2.6%以内 (全部保証利率) 固定金利 1.9～2.4%以内
保証人	連帯保証人は以下のとおり 法人…代表者個人 個人事業者…原則として不要 組合…原則として代表理事
物的担保	この融資の保証を含めて保証合計残高が8,000万円を超える場合は必要

出所：産業労働局資料より作成

中小企業の事業承継円滑化のための税制措置等に関する意見書

COLUMN

都議会は、平成19年第3回定例会にて「中小企業の事業承継円滑化のための税制措置等に関する意見書」を提出。非上場株式等の事業用資産に係る相続税は、5年程度の一定期間の事業継続等を前提に非課税とすべきであり、事業を継承する者の税負担の減免を図る包括的な税制を確立することなどを要請した。

4 円滑な事業承継へ向けて

事業承継には、後継者の育成、後継者への権限委譲、金融機関等関係者への説明・理解などの多くの課題があり、解決までに長期間を要する。中小企業経営者の高齢化が進んでいるにもかかわらず、意識が希薄なため、事業承継が進んでいない状況にある。

都は、経営者に対して、事業承継の重要性などを意識啓発する積極的な情報提供とともに、それぞれの企業が置かれている異なる条件の中では、相談による経営状況等の把握や承継計画の策定、承継段階ごとの支援を総合的かつ継続的に実施することが重要である。